相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横須賀市森崎二丁目二五番、最後の住所神奈川県横須賀市森崎二丁目二五番一二号　被相続人　亡　山下　弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月二十日

神奈川県横須賀市大滝町一丁目二五番地一　横須賀ベイビュービル四階　相続財産管理人　弁護士　廣瀬　和之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県日立市久慈町一丁目三三六番地一、最後の住所茨城県日立市久慈町二丁目二五番八号　被相続人　亡　澤入　ミツ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月二十日

神奈川県川崎市川崎区宮前町八番一三号大幸ビル四階ＡＬＩＶＥ法律事務所　相続財産管理人　弁護士　小林　俊介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県燕市燕三二四九番地、最後の住所新潟県燕市佐渡七四五番地一つばめ福寿園　被相続人　亡　坂口　ハル

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月二十日

事務所新潟県三条市新堀一三八一番地三　相続財産管理人　司法書士　中村　一義

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山市西田地方町二丁目八二九番地、最後の住所富山市西田地方町二丁目七番一一号　被相続人　亡　後藤　麗子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月二十日

富山市相生町七番九号　大坪健法律事務所　相続財産管理人　大坪　直人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県越前市南二丁目一八番地、最後の住所福井県越前市南二丁目八番二九号田中泰方　被相続人　亡　赤堀　悟

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月二十日

福井県越前市八幡二丁目第二〇号二番地の一　相続財産管理人　中野　耕作

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県勝山市本町二丁目一番地、最後の住所大阪市平野区加美北四丁目五番四三号　被相続人　亡　小林　實

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月二十日

大阪市北区西天満五丁目一一―七サンク西天満三階　相続財産管理人　法常　格

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市兵庫区上沢通二丁目一一番地、最後の住所神戸市垂水区星が丘二丁目一番四八―一五〇一号　被相続人　亡　河本　修

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月二十日

神戸市中央区三宮町二丁目一一番一号センタープラザ西館五〇一神戸中央法律事務所　相続財産管理人　弁護士　藤原　孝洋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県和歌山市南大工町三〇番地、最後の住所和歌山県和歌山市中島四九〇番地の八　被相続人　亡　南　智恵美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月二十日

和歌山市小松原通三丁目六八番地ＴＥビル三階　相続財産管理人　弁護士　上岡　美穂

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県江津市都野津町一六六一番地、最後の住所島根県益田市神田町イ二六二番地内一　被相続人　亡　宮本昭一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月二十日

事務所島根県浜田市田町一六五五第二オリンピアビル三階はまだ市民総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　田上　裕輝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県南松浦郡新上五島町若松郷二〇一番地、最後の住所福岡市東区名島一丁目三〇番二―五〇三号　被相続人　亡　浦本　泰治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月二十日

福岡市中央区舞鶴三丁目二番一二号ＧＨ舞鶴二〇二号　相続財産管理人　島津　節郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡市中央区今泉二丁目一〇一番地、最後の住所福岡県朝倉郡筑前町山隈一五七四番地二六　被相続人　亡　松田　松男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月二十日

福岡市中央区大名二丁目二番二六号親和ビル三階　相続財産管理人　弁護士　古賀　美穂

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県熊本市世安町五〇三番地、最後の住所北九州市小倉南区葛原本町四丁目三番四―四一〇号　被相続人　亡　川口　惠子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月二十日

北九州市八幡東区中央一丁目三番九号　相続財産管理人　司法書士　仲吉　良爾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県南さつま市加世田村原一〇番地、最後の住所鹿児島県南さつま市加世田高橋二一九〇番地　被相続人　亡　川越　嘉子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月二十日

事務所鹿児島市山下町一六番一一号　和田・石走・蓑毛法律事務所　相続財産管理人　弁護士　本多　剛

第49期決算公告

平成24年10月17日

東京都新島村本村５丁目１番11号

株式会社青沼工務店

代表取締役　内藤　政之

貸借対照表の要旨（平成24年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	96,786
	固定資産	156,518
	繰延資産	466
	合計	253,770
負純資産の部及び	流動負債	87,273
	固定負債	33,300
	株主資本	133,197
	資本金	20,000
	利益剰余金	113,197
	(利益準備金)	(5,000)
	(その他利益剰余金)	(108,197)
	合計	253,770

(注)　当期純利益　306千円